

奨学金支給要項

1. 奨学金の支給額

高校生	大学生	留学生	大学院生 (法科大学院生・留学生を含む)
月額 20,000 円	月額 30,000 円	月額 30,000 円	月額 50,000 円

2. 応募資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律 26 号)第 1 条に規定する学校のうち、当財団が選定した福岡県内の高等学校、大学、大学院に在学する者(法科大学院生含む)
- (2) 学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学が困難な者
 - ・経済的理由の目安は、保護者の合算年収 400 万円程度を基準とする
 - ・応募者本人に配偶者がいる場合は、本人と配偶者の合算年収とする
- (3) 日本学生支援機構等の他団体からの奨学金を受給していない者
 - ・給付型、貸与型どちらも併用不可
 - ・高校生向けの「高等学校等就学支援金」及び「高校生等奨学給付金」のみ併用可
 - ・現在他団体から受給している者でも応募可
(但し、当財団の採用が決定した場合には、他団体からの受給を辞退し証明書の提出を要する)
- (4) 年齢上限は 30 歳を目安とする

3. 応募書類

- (1) 奨学金支給願書(様式第 1 号) ※本人記入
- (2) 奨学生推薦調書(様式第 2 号) ※学校記入
- (3) 成績証明書(新入生の場合は前学校の成績表のコピー)
- (4) 住民票(発行日より 3 ヶ月以内、同一世帯全員の記載あり、マイナンバーの記載なし)
 - ・応募者本人が一人暮らし等の場合は、保護者の住民票を提出
 - ・留学生は「在留カード」(外国人登録済証明書)の両面コピーを提出
- (5) 保護者の収入が分かるもの(a~dのいずれかを提出)
 - a 源泉徴収票のコピー(令和 3 年度分)
 - b 確定申告書のコピー(令和 3 年度分)
 - c 所得証明書の原本(令和 2 年度分)
 - d 親権者等所得申告書 ※留学生用
 - ・無職の場合は、非課税証明書を提出
 - ・応募者本人に配偶者がいる場合は、本人と配偶者のものを提出
 - ・給与収入以外の収入(不動産収入等)がある場合は、所得証明書を提出
 - ・退職した場合等で今後の収入に大きな差異がある場合は、今後の収入が証明できるものを提出
 - ・留学生は、保護者の所得を一旦自己申告とする為、「d 親権者等所得申告書」を必ず提出
採用後に母国の所得証明書の原本を提出。但し、自己申告額と証明額に大きな差異がある場合は、下記「8. 交付決定の取消し」に準ずる。
- (6) その他証明書類(該当者のみ)

生活保護や年金(遺族年金含む)等を受給中の場合は、内容が分かる通知書等のコピーを提出
- (7) 研究計画書(大学院生のみ)

4. 支給期間

2022年4月（他団体受給中は辞退後）から在学校の正規の修学期間が終了する月までとする。
但し、留学生・大学院生は最長2年間とする。

5. 奨学生の採用・決定後の流れ

奨学生選考委員会が、人物、学力、経済状況等を総合的に勘案して選定し、理事長が決定する。

6月上旬：採否通知発送（採用者には「奨学金交付決定通知書」を在学校を経て交付）

6月中旬：「誓約書」、振込先情報の提出

6月下旬：第1回奨学金振込（4～6月分）

6. 奨学金の交付

奨学金は毎年度6月、9月、12月、3月にそれぞれ3ヵ月分をまとめて本人に交付する。但し、理事長が特別の事情があると認めた際はこれによらない。

又、奨学金支給時は奨学生本人に送付する領収証を期日までに必ず返送しなければならない。

7. 在学証明書及び成績証明書等の提出

奨学生は毎年度理事長が定める日までに在学証明書、成績証明書を提出しなければならない。

8. 交付決定の取消し

奨学生が虚偽の申し出により採用となった場合、理事長は奨学金の交付決定を取り消すとともに既に交付した奨学金の返還を求めるものとする。

9. 交付の停止または休止

奨学生が下記に該当するとき、理事長は奨学金の交付を停止、又は休止するとともに既に交付した奨学金の返還を求める事ができる。

(1) 退学又は休学したとき

(2) 奨学金支給を辞退したとき

(3) 他団体の奨学金受給が判明したとき

(4) 留学生が途中で留学を中止したとき

(5) 在学から停学その他の懲罰を受けたとき

(6) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき

(7) 卒業の見込みがないとき

(8) 禁固以上の処罰を受けたとき

(9) 死亡し、失踪宣告を受け、または被後見人若しくは被保佐人となったとき

(10) その他理事長が奨学金の交付を停止又は休止することが適当と認めたとき

10. 奨学金の復活

留学や休学等により奨学金の交付を休止した者が、奨学金の復活を求める場合は「奨学金復活願」を提出しなければならない。奨学生の資格に適合すると認められる場合、理事長は理事会の議決を経て奨学金の復活を決定することができる。

11. 奨学金の辞退

奨学生は奨学金の支給を必要としない事由が生じたときは「奨学金辞退届」を提出しなければならない。